

休眠預金等活用「様々な困難で困窮する女性の経済的自立支援事業」公募に関するFAQ

2023年6月28日時点

質問	回答
<p><b>①休眠預金等活用事業全体について</b></p>	
<p>休眠預金活用事業の経験がありません。休眠預金活用事業の特色や注意すべきことを教えてください。</p>	<p>休眠預金活用事業としての特色や注意点は、公募要領②実行団体公募説明資料に詳細を記載しています。本日のご説明内容はポイントのみとなりますので、公募要領②もよくお読みいただいた上で公募をお願いします。</p>
<p><b>②申請方法について</b></p>	
<p>公募締切までの期間が短く、企画にも書類申請にも不安があります。もし書類に不備があった場合、締切後でも、差し替えや追加は可能ですか？</p>	<p>公平性の観点から、期日は厳守頂き、書類に不備がないように期日までにご提出ください。締め切り後の差し替えや追加は原則認められませんので、不明点等ありましたら、締め切り前に個別にお問い合わせ頂き、期日までにご準備いただくようお願いいたします。</p>
<p><b>③応募書類について</b></p>	
<p>居住整備に関する提出書類について確認させてください。必須書類①と必須書類②のそれぞれの平面図・展開図の違いは何でしょうか？</p>	<p>必須書類①の平面図・展開図は、新築、ないし改築・改修予定の基本設計図の平面図・展開図となります。 必須書類②は、改築・改修の場合のみ必須提出書類となります。 改築・改修する前の現状をしめた平面図・展開図を指しています。中古物件の改築・改修の場合には、いずれもご提出ください。</p>
<p><b>④審査について</b></p>	
<p>二次審査の面談はオンラインでしょうか？</p>	<p>1団体あたり15分程度で、オンラインで行います。冒頭10分はプレゼン、残り5分は審査員との質疑応答形式を予定しております。</p>
<p><b>⑤成果目標について</b></p>	
<p>成果目標の説明でモデル事業が6か所誕生とありましたが、3年後には拠点が6か所になっていないといけないということですか？</p>	<p>6か所というのは、資金分配団体としての評価指標、成果指標となります。本事業終了時に、6箇所程度の包括支援モデルが構築されていることが目標となります。1つの実行団体の拠点が6か所なければならないという事ではありません。</p>
<p><b>⑥応募要件を満たしているかどうかについて</b></p>	
<p>応募資格（法人の種類、設立からの年数など）を教えてください。</p>	<p>公募要領①P4を参照ください。応募できる法人格は非営利組織の団体（NPO法人、社会福祉法人、公益社団・公益財団法人、非営利型一般社団など）です。 要件の1つが、活動実績が3年以上であること、また提出書類も、事業報告書や計算報告書類等について、過去3年間分を求めていますので、設立から3年以上が経過していることが要件の1つとなります。</p>
<p>本事業に沿った実績は前身団体で2013年から10年以上ありますが、今年度新団体を立ち上げてさらに連携を深めた形で活動予定です（2023年5月設立）現時点で、申請団体での実績はない状態になるかと思いますが、前身団体での活動実績を認めて頂くことは可能でしょうか。</p>	<p>前身団体が法人格を持っているかにもよりますが、いずれにしても活動実績については考慮させて頂きたいと思えます。 事業報告書や決算報告書について3年分が必要なので必要な要件を満たされるのであればご申請いただけます。</p>
<p>応募条件の中に「有給職員1名以上」というのがありますが、この有給職員と言うのは、労働基準法が適用される労働者のことでしょうか？また、有給職員には労働基準法と最低賃金法が適用されないいわゆる「有償ボランティア」は含まれるでしょうか？</p>	<p>有給職員1名以上というのは、労基法が適用される有給の職員という意味です。申請時点で1名以上の雇用が応募条件となります。</p>
<p>自立支援の対象が、自組織の事業の担い手となる場合、応募に際して課題はあるでしょうか？</p>	<p>当事者団体の応募を前提としたご質問かと思えます。支援対象が事業の担い手になるということを想定した場合に気を付けるポイントとして、あげるとすれば、例えば、cash for workなど、自団体として事業に携わる職員の人件費とは別に、同じ人物に、就労の対価として助成金から支払うということは認められません。支援対象者が、組織の担い手としてどのように位置づけられるかにもよりますので、心配なことがあれば、具体的な事業内容を含めて、個別にお問い合わせください。</p>
<p>当団体は設立2年目ですが、母体団体（有限会社）では、以前から女性の自立支援をめざした就労・生活支援（特にひとり親）に取り組んでいます。 地域資源や他機関との協力も必要な事業内容であると考え一般社団法人を立ち上げました。 このような場合、有限会社として実施してきた実績は、団体実績とすることはできないのでしょうか？</p>	<p>過2年分の非営利団体の分と1年分の民間団体の実績書類をご提出ください。</p>

<p>当団体（前身団体）では女性に限らず以下の困難を抱える生活困窮者への支援・シェルター・居住支援の実績がありますが、応募要件を満たすでしょうか？</p>	<p>女性も含まれているという事であれば、実績として認められるかと思いますが、ただ、男性中心で数名程度の女性支援の実績といった場合は、他の応募団体と比べた際に審査の段階では厳しい状況になると想定されます。男女割合や実績等を考慮し、審査させていただきます。</p>
<p>住宅確保要配慮者居住支援法人資格等は応募の段階必要でしょうか？</p>	<p>特に資格保有の必要はありません。</p>
<p>海外を対象に活動している団体も応募可能でしょうか？</p>	<p>本助成事業の最終受益者は、日本国内の困窮女性（ただし外国にルーツを持つ人たちも含む）を対象にしています。</p>
<p><b>⑦ 包括的支援モデル構築という申請内容について</b></p>	
<p>コレクティブハウスの整備の場合、一部男性の受入れは可能でしょうか。</p>	<p>可能です。ただし、本事業の最終受益者は、困窮女性となるため、あくまでも対象となる受益者数は女性となるため、応募用紙には、対象数全体に加えて女性の数も記載するようにしてください。</p>
<p>居住地の支援をしない形での女性支援は対象になりますか？</p>	<p>申請事業に、必ずしも居住支援（居住施設の整備等）を含める必要はありません。主眼は、困難を抱えて困窮する女性が、自立するまでの切れ目のない支援モデルを作ることにありますので、居住部分は他の機関、支援組織と連携することでカバーするというモデルなのであれば、問題ありません。</p>
<p>今回のプログラムは、地域における包括的な支援体制の構築を旨とありますが、特定の地域内だけに限定する必要があるでしょうか。例えば、複数の地域における支援住居と連携しつつ、全国的に就労支援を行うという事業は、今回の支援対象になるでしょうか。</p>	<p>地域内だけに限定する必要はありません。ただし、包括的支援モデルの構築が目的ですので、申請事業の内容が、就労支援のみにフォーカスされたものであると、本助成事業の目的と合致しません。どのような団体と連携して、切れ目のない支援に繋げていくかといった包括支援モデルというコンセプトのもと、ご申請ください。</p>
<p>物件取得をする場合、前入居者がいる場合が多く、一部の入居者について2年以内の契約切り替えのタイミングで、入居者の切り替えをしていくことになると思います。そのような資金計画、入居、支援計画でも可能でしょうか？その場合の割合など一定程度の基準はありますか？</p>	<p>可能です。その場合の事業期間の想定される最終裨益数を応募用紙にご記入ください。特に基準などはありません。</p>
<p><b>⑧ 申請者について</b></p>	
<p>共同事業体方式での申請は可能でしょうか？</p>	<p>応募は共同事業体の中心となる団体が応募主体となって申請してください。協働して事業に携わる他法人とその役割分担については、応募用紙の1-1-(7)および2の各事業年度の活動の「外部との連携・協働」において説明するようにしてください。あくまでも、実行団体となる1法人が申請者となって応募していただきますが、本事業の目的は、他団体、他機関と連携しながら、切れ目のない支援を提供する支援モデルの構築になりますので、協力関係、協働関係を結んで事業を推進することが想定されているのであれば、そのことが重要なポイントとなりますので、応募用紙にしっかりと書き込んでいただければと思います。</p>
<p>コンソーシアムの説明について補足いただければと思います。コンソーシアムを想定していないという事は、申請団体の事業に協力して頂く形式かとおもいますが、申請団体は「女性の支援」の実績がないと申請不可という事でしょうか？</p>	<p>コンソーシアム申請は想定しておりません。主となる女性支援を行っている団体が申請する形をお願いします。また申請団体については、実行団体の要件に合う団体であることが条件となります。活動実績が3年以上の女性支援を行ってきた団体が1つの要件となります。公募要領①をご確認ください。</p>
<p>コンソーシアムに株式会社が入っても可でしょうか？</p>	<p>本助成事業は、共同事業体での申請は受け付けておりません。事業実施主体の中心となる女性支援を行っている非営利団体が申請するようお願いいたします。ただし、事業実施にあたって外部機関、他セクターとの連携は可能であり、その協働、連携先は株式会社であっても構いません。包括的支援モデルを構築するための協働先については、応募書類の中で関係性を明記してください。</p>
<p>コンソーシアムの説明について補足いただければと思います。コンソーシアムを想定していないという事は、申請団体の事業に協力して頂く形式かとおもいますが、申請団体は「女性の支援」の実績がないと申請不可という事でしょうか？</p>	<p>はい、主たる申請団体は、女性支援の活動実績が3年以上あることが応募要件の1つとなります。</p>

<b>⑨「申請対象外となるケース」にあたるかどうかについて</b>	
申請事業について公的な資金が入っていないことという点について、質問させてください。空き家活用等区市町村支援事業補助金交付を受けてリフォームを行っている物件で事業を行う場合は、本助成金の申請はできないということになりますでしょうか。	すでに公的補助金が居住施設整備に投入されているという場合には、同じ居住施設の整備のために、本事業の助成金を充当することはできません。ただし、居住施設整備を除く、包括的支援モデル事業構築の申請であれば可能です。
困窮女性支援NPO法人は、緊急シェルターからの受入れ支援を民間助成団体から助成を受けていますが、公募要領④4ページ図1が示すような包括的支援の一部で止まっています。公募要領④17ページ(3)【申請対象外となるケースについて】に示す「同一の事業テーマ」とみなされるでしょうか。	他の休眠預金事業の資金分配団体から助成を受けていない、申請予定事業について、他に国や地方公共団体からなどの公的な補助金が入っていなければ、あくまで民間資金のみということであれば、ご申請いただけます。
「複数の支援団体に申請できない」とのことですが、公的団体でなく民間の支援団体にも重複申請できないということでしょうか？	申請事業に、民間の資金が入る事は問題ありません。ただし、今回申請する事業費について、国や地方公共団体から補助金又は貸付金（ふるさと納税を含む）を受けている場合は、助成対象外となります。また、同一の事業テーマで、同時期に複数の資金分配団体に申請することはできません。
別事業で、休眠預金を頂いている場合は、事業が違う場合は、申請できるという認識で大丈夫でしょうか。	はい、申請されている事業が別の事業であれば問題ございません。
居住支援の部分は別の休眠が入っていて、本助成金では就労支援や人材育成に特化した内容などでも良いのですか？	包括支援モデル構築という目的に合致する申請内容で、かつ助成金使途が他の休眠事業でカバーされた部分以外ということであれば、問題ありません。同時期に複数の資金分配団体に申請することはできませんので、その点ご注意ください。
既存の居住支援の部分で人件費の一部に対して補助金をいただいているが、居住支援の人件費以外の家賃などを本助成金の計画に組み込んで応募する事はできますか？	補助金（公的資金）が入っている事業には休眠預金の助成金を出すことができません。一部であっても補助金を受け取っているのであれば、本助成金の申請の際には、居住支援の部分は除外して資金計画を作成いただければと思います。
<b>⑩居住整備について</b>	
物件に関しては関連会社が保有しているものを賃貸する形でも問題ないでしょうか。	関連会社との利益相反が発生しないかどうかポイントです。ケースによります。経営主体が分離している事が前提です。ご不安であれば個別で対応致しますのでお問い合わせください。
すでに保有している関連会社の物件をこの助成金で購入(所有権移転、譲渡含め)することもできるのか。	ケースによるかと思いますが、物件を保有している関連会社が、実行団体とは全くの別法人であれば、この関連会社から購入するという事は可能です。ただし、例えば、この関連会社がグループ法人の1つであったり、実行団体の理事が関連会社の経営に関わるポジションにいるなど、利益相反にあたる関係性がある場合には、認められません。もし心配であるということであれば、個別にお問い合わせください。
申請を考えている団体の理事、または理事の親族が所有する物件を使用することは可能でしょうか	ケースによります。持団体の理事会でどのように判断されるかにもよると思われますが、利益相反と判断されかねないので、もう少し詳しくどういう形でどういう物件を想定しているのかを教えてくださいたいと思います。お問い合わせフォームよりお問い合わせください。
<b>⑪助成金対象となる費用・助成対象の時期について</b>	
助成対象として融資の金利は含まれるのでしょうか？	金利は助成対象にはなりません。自己資金に組み入れ頂くことは可能です。
女性の就労自立支援として店舗経営を考えていますが、軌道にのるまでの資金的支援を助成金で賄う事は可能でしょうか。	就労支援事業の経費を助成金で賄うことは可能です。ご応募いただく場合には、今回の公募事業が「様々な困難をかけて困窮する女性の経済的自立を目指す、生活支援から就労までの包括支援モデルの構築」を目的としていることをふまえ、申請事業の内容や資金使途をご計画のうえ、ご応募ください。
代表者が同じ設計事務所に設計を依頼する場合、設計料は補助対象でしょうか？	設計料は助成対象となります。ただし、費用は資金契約締結後に発生するもののみが対象となりますのでご注意ください。申請団体の代表が、別に代表している設計事務所を想定されているということですが、利益相反にあたらぬということをご団体の理事会等で確認をした上で発注するようにはいただければと思います。また、他の設計事務所との相見積もり等を取り、価格の妥当性、計画の妥当性も応募書類の中で示して頂ければと思います。
基本設計の提出が必要とのことですが、設計費にかかる費用は採択前に支払い分は後から精算は可能でしょうか？	採択前の支出について後から精算することはできません。採択後に、資金分配団体と実行団体との間で「資金提供契約」を結びます。この契約締結後に発生した支出について、助成金でカバーすることができます。

採択後、改修工事や新築工事はどのタイミングで着手できますか？	上記と同様、「資金提供契約」締結後に着手できます。
シェアハウスや中古物件の利活用を考えていますが、助成金は不動産の取得費用に充てることができますか。また、助成期間終了後の自立に向けたサポートは何か考えられていますか。	不動産取得（土地や建物の購入）に助成金を充てることは可能です。ただし、賃貸や様々な土地の取得・活用方法などもご検討の上、他に代替手段がない場合について、土地、建物購入といったケースの申請を受け付けるものです。 不動産の取得（購入）を行う場合には、実行団体としての購入の必要性と期待される効果を十分に検討し、申請書類において説明を行うようにしてください。 事業終了後に自立的運営に向けて、ファンドレイジング等の組織基盤強化も図るなど想定されているのであれば、事業計画や資金計画の中に盛り込んでください。☐ 必要に応じて、事業期間中に、アドバイザーとのマッチング等はサポートさせていただきます。
改修工事の設計や工事について、設計会社との契約日が資金提供契約の前であっても、支払いが資金提供契約後であれば問題ないということでしょうか？	契約はすべて（外部との契約含む）、資金提供契約締結後にして頂くこととなります。 資金提供契約がすべての事業のスタートとお考えください。
<b>⑫自己資金扱いについて</b>	
不動産取得を想定する場合、不足する取得資金に関してはローンを組むなどして資金計画を立て、一部を取得費用として計上することは可能ですでしょうか？ その場合、ローンなどの資金調達は自己資金という扱い（20％）になりますでしょうか？	可能です。ローンなどの資金調達についても、自己資金という扱い（20％）になります。資金計画でローンを組む場合、資金計画を立てる必要かと思えます。資金計画をたてる専門家・アドバイザーが必要であれば、採択後、弊財団の方でマッチングをして派遣・ご助言させていただく事も可能です。
<b>⑬資金計画・助成金支払い時期や精算について</b>	
何回かに分けて、助成金が支払われるとのことですが、精算はどのように、どのタイミングで行うことになりますか？	支払いは、初回は、資金提供契約締結後、その後は、4月、7月、10月になります。団体から申請を頂いてほしい3週間程度でお支払いさせていただきます。 月次精算は毎月システムにアップロードを使用して申請して頂きます。また年度毎に年度末の精算もして頂きます。精算に関しましては助成決定後詳しくお伝えします。
申請金額は、一年目にいくら、二年目にいくら、三年目にいくら、という感じですか。最初は1年目のみとなりますか。3年合わせて概ね5000万円であればよいのでしょうか。	2026年2月末までの事業期間が合計上限5,000万円以内であれば問題ありません。 各年毎に資金計画を立てて頂くフォーマットになっております。資金計画書どおりに作成頂けたらと思います。